

同

本

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外 4名

証拠申出に対する意見書

平成25年 9月 2日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



平成25年7月16日付け控訴人らの証拠申出書(利水)、(地すべりの危険性)及び平成25年7月31日付け控訴人らの証拠申出書(2)について、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

控訴人らの証人尋問の申出はいずれも不要と考える。

第2 意見の理由

1 本件事案の性質上、当審で証人尋問を実施するのは適切ではなく、その必要性もない。

すなわち、ダム建設工事は国の計画のもと国の責任において行われるものであり、その地盤調査から、設計・施工・技術的問題も含め、埼玉県において審査、変更等を求める権限もない事柄である。従ってこのような事柄については証人尋問をすることは不要であり、また、鑑定的意見については、反対尋問も意味がなく、意見書を提出すれば足りるもので証人尋問など不要である。

本件は、被控訴人ら準備書面（1）,（6）に述べたとおり、財務会計上の行為を問題とすべきであり、実体判断に踏み込んで審理、判断を頂くような事案ではない。むしろ、法律問題のみで結着する事案と考えられ、またそのようにするのが適切な事案である。

2 個別的にみても、本件での証人尋問は不適切であり、その必要性もない。

本件原審では、利水について嶋津暉之（元東京都職員）及び齋藤弘（埼玉県保健医療部生活衛生課副課長）の2名が採用された。

以下、個別に、不要な理由を述べる。

(利水関係)

ア 嶋津暉之（元東京都職員）

嶋津暉之については、既に本件の原審で尋問を実施しており、重ねて尋問を行うことは不要である。水需要の予測等の意見が中心であり、必要ならば意見書を提出すれば足りる。

(地すべりの危険性)

イ 坂巻幸雄（元通商産業省職員）

地すべりの危険性については、住民訴訟の対象とされている各支出の財務会計上の義務違反の有無に関わるものではなく本件の原審においても同人の証人尋問の申出がなされているが、原審では却下されており、証人尋問を実施する意味はない。

なお、先にも述べたとおり地すべりの危険性の問題は、国（国土交通省）の所管に属する事項であり、埼玉県は当事者としての立場にはないため、反対尋問をする立場はない。

また、「H22八ッ場ダム周辺地状況検討業務報告書」（甲D第28号証）を検証したとする「意見書」（甲D第29号証、ただし、作成者は「坂巻幸雄」氏ではなく「幸男」と記載されている。）は、国土交通省とは異なる独自の鑑定的意見を述べているもので、必要ならば、これを読めば足りるもので、証人尋問など

不要と言える。

(証拠申出書 2 関係)

ウ 西田将人（国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長）

相手方の主張立証の弾劾のためには自らのよって立つ主張立証が一定の合理性を持っていることが必要である。被控訴人らの各準備書面で詳細に説明し立証してきたように、控訴人らの主張は科学的根拠のない全く失当のものでしかなく、このようなものを前提にした弾劾するための尋問は意味をなさず、このようなもののために第三者を呼び出して弾劾のための尋問を行うことは、著しく不適切である。

東京都控訴審訴訟においても指摘されているが、関東地方整備局（河川部）関係については、茨城県の原審における河崎和明元河川部長の証言（乙第122-1号証）で明らかであり、重ねて弾劾尋問を実施する必要はない。

エ 柳沢一正（埼玉県県土整備部長）

① 柳沢一正は、昭和56年の利根川水系工事実施基本計画の改定時及び平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時の河川法第63条2項に基づく回答にも関与していないので、証人として不適切である。

基本的に治水に関するもの（利根川水系工事の計画等）は国の判断に基づくもので、埼玉県の職員を国の治水に関する証人として尋問する意味や必要性は全く認められない。

② 控訴人らの立証趣旨によると、埼玉県が、本件八ッ場ダムによって埼玉県が著しい利益を受けることがないことについて立証するということである。

この点、八ッ場ダムの治水に係る建設の埼玉県の費用負担は、河川法第63条1項における「都府県が著しく利益を受ける場合」

として、河川法第60条1項に基づき群馬県が負担すべき費用の一部をその受益の限度において負担するものである。

まず、八ッ場ダム基本計画の策定及び変更時の埼玉県知事の意見は、特定多目的ダム法第4条4項における関係都道府県知事としての意見であって、河川法第63条1項にいう著しい受益の有無や程度についての意見ではない。

次に、昭和56年の利根川水系工事実施基本計画の改定時及び平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時には、埼玉県知事は、河川法第63条2項に基づき同条1項の費用負担について異議のない旨の意見を述べているが、そのうち、平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時の負担割合の変更は、流水の正常な機能の維持という事業が新たに加わったことによるものであり、著しい受益の有無や程度について意見を求められたものではなく、埼玉県としても著しい受益の有無や程度について意見を述べたものでもない。

また、河川法第63条2項に基づく都道府県知事の意見は、同条4項における「協議」とは異なり、「意見を聞く」ものであって、国を拘束するものではないから、河川法第63条1項に基づく費用負担の納付通知の効力に關係しない。

さらに、国土交通大臣からの納付通知に対し支出は義務付けられ、支出する際に著しい受益の有無や程度について判断する必要がないことは明らかである。

③ そうすると、特定多目的ダム法第4条4項に基づき八ッ場ダム基本計画の策定及び変更について意見を述べる際や国土交通大臣からの納付通知に対して負担金を支出する際に、埼玉県知事等が著しい受益の有無や程度について判断しているものでもないし、河川法第63条2項に基づく埼玉県知事の意見は国を拘束するも

のではないから、控訴人らの主張する財務会計行為の違法に関し、柳沢一正の証人尋問によって埼玉県内部の検討状況を立証しても意味がない。

才 上木雄二（埼玉県企画財政部土地水政策課長）

上木雄二は、平成24年4月から現職についたものであり、直近の水需要予測を行った平成18年度は在職していなかったことから、控訴人らが求める具体的な水需要予測手法や過去の需要実績を無視した予測を行っていること等について、何らこれらに関与しておらず、詳しい事情を知らない。よって、証人としては全く不適である。原審で行われた齋藤弘（埼玉県保健医療部生活衛生課副課長（当時）、現職は埼玉県企業局水道部長）が一番通曉しているが、既に原審で証人尋問が行われており、重ねてすることは不要と思われる。

また、予測の見直しについては、毎年行うよう義務づけられたものではない。水需給の状況を総合的に考慮して見直すものであるが、現段階では、予測と著しい乖離がないので、見直す時期は未定である。

これは、意図的に、怠っているものではなく、水需給の主張については、準備書面（1）等で再三にわたり主張しているとおりである。

第3 結論

以上に述べたとおり、本件における証人尋問は不要であり、その申立てはいずれも却下されるべきものである。

以 上

